○　福岡県道路交通法施行細則の運用について(概要)

（昭和47年福警通部内訓第6号）

この内訓は、福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号。以下「細則」という。)の運用上の留意点等について定めたものであり、主な内容として、

○　細則制定の趣旨

○　略称の意味

○　細則の解釈及び運用

・　信号機の設置又は管理の委任

・　警察官等の信号に用いる灯火

・　交通規制の対象から除く車両

・　警察署長の行う交通規制、通行許可等

・　警察署長の行う駐車の許可

・　緊急自動車等の指定及び届出等

・　運転者の遵守事項

・　安全運転管理者等の選任等の届出

・　自動車の運転管理に関する教習

・　道路における禁止行為

・　道路の使用の許可

・　運転免許試験の順序等

・　臨時適性検査等

・　停止、取消処分者講習等

・　初心運転者、違反者講習受講期間の特例

などの項目からなっている。